

令和5年度 長野県庁舎電気設備定期点検業務仕様書

1 目的

本業務は、長野県庁舎電気工作物保安規程に基づき、特別高圧受電設備、高圧変電設備及び配電設備等について機器性能の維持を図るため所定の定期点検及び清掃、測定試験により劣化及び磨耗等の技術的評価をおこなうことを目的とする。

また、総合的な受変電設備のシーケンス試験を実施して設備全般の健全性について点検を行う。

2 作業日

契約締結日から令和6年3月31日までの期間のうち2日間(全停電1日、部分停電1日)

作業実施日については、委託者と受託者が協議の上決定する。

なお、全停電の予備日を1日設定することとする。

3 設備概要

場 所 長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁舎

受電電圧	三相3線 33 kV 60 Hz 特別高圧 本線 — 予備線 2 回線受電
受電設備容量	6,000 kVA (3,000 kVA × 2)
契約電力	1,650 kW
使用電圧	33 kV、6,600 V、210 V、105 V
非常用自家発電設備	(議会棟) 1,000 kVA(6,600 V) (西庁舎) 750 kVA(6,600 V) 500 kVA(6,600 V) (本館棟) 220 kVA (210 V): 点検対象外

4 点検範囲

点検範囲及び対象機器は「別表1 点検対象機器」による。

5 点検内容

- (1) 「別表2 点検測定及び手入規準」のとおりとする。
- (2) 点検は停電状態で実施し、停電時間は総合試験を含め、概ね8時間以内とする。
- (3) 仮設電源等により使用している負荷(低圧系統)は、点検業務から除外する。

6 仮設電源供給

- (1) 主任技術者が停電不可とした負荷(系統)については、可搬型発電機による仮設電源供給を行い、使用する発電機(燃料含む)及び必要な配線等は受注者が設置し運転管理をする。
- (2) 発電機は超低騒音型とし、予備を含めた同容量のものを2機配置し、発電機の故障等が発生した場合においても予備発電機への切替えが迅速に行えるよう設置する。

(3) 原則、仮設配線は電源車接続盤(西庁舎)及び各電気室の仮設電源盤を使用すること。

また、配線等に関する受託者の設置範囲は「別表3 仮設電源系統図」のとおりとする。

(4) 仮設電源供給にともなう配線の離線、接続、切替え作業等については、主任技術者の承諾を得て受注者が行う。

(5) 仮設電源供給先及び想定容量は下表のとおりとする。

表	負荷(系統)	建物	使用容量(予定)(kVA)
①	危機管理用電源	西庁舎	50
②	警察用電源	〃	50
③	電算用電源	〃	20
④	広報・共創推進課 FAX 電源	本館棟	2
⑤	講堂(事務機器類)	議会棟	15
⑥	その他		30
⑦	予備		20 以上

仮設電源総計 ≒ 190 kVA 程度

7 作業計画

点検作業に先立ち主任技術者及び施設管理担当者と手順、方法、日程等を十分打合せの上、作業計画書等を提出し、主任技術者の承諾を得ること。

提出書類

点検作業計画書	点検日の1週間前までに提出し、主任技術者の承諾を得ること
緊急連絡体制表	点検作業計画とあわせ提出
仮設電源計画書	点検日の1週間前までに提出し、主任技術者の承諾を得ること
作業員名簿	点検日の1週間前までに施設管理担当者へ提出

8 作業報告

作業報告書は書面で(2部提出)行うとともに、電子データを記録媒体(USB メモリ)に保存し提出すること。

また、結果等についての口頭による説明を行うこと。

提出書類(ファイル等に綴じること)

点検報告書	点検日から凡そ、4週間以内に主任技術者へ提出する(説明も同様)
記録写真	点検報告書に添えて提出する

9 緊急時の対応

(1) 災害発生及び予知予報等、受託者の都合により点検日を変更する場合がある。その際に受託者が受けた損害補償については、委託者と受託者で協議の上決定する。

(2) 停電点検中、主任技術者が緊急復電を指示した場合及び新たな仮設電源が必要となった場合は、速やかに点検作業を中断して、復電作業並びに仮設給電作業を行うこと。

(3) その他、予期せぬ事象が起こった場合は、主任技術者と状況を調査・検討し打合せの上、最善なる方策を提案すること。

(4) 点検日の変更や中断等により点検を実施できなかった場合は、協議により点検実施日時を決定する。

10 その他

- (1) 点検日に同調作業及び他工事がある場合は、その内容・範囲等を把握し、安全に十分配慮すること。また、必要に応じ業者間で打合せをおこなうこと。
- (2) 緊急性のある不具合・不良が発見された場合、主任技術者の指示に従い応急処置等の対応に協力すること。
- (3) 長野県庁舎電気工作物保安規程に関する基準類等の内容について確認を行い、必要により加除修正を行うこと。
- (4) 本仕様書に記載なき事項及び長野県庁舎電気工作物保安規程に定められていない事項については、「建築保全業務共通仕様書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修・最新版)」により実施する。
- (5) 点検日の設定によっては、産業用換気扇を5台程度準備し設置すること。